

## 茂原市農業委員会第2回総会議事録

1 開催日時 令和6年2月13日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政(第一小委員長)
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)
11番 鬼島一郎(会長)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明	14番 加藤古志郎

出席推進委員 12名

平野芳之	森川善仁	富田和男	中澤英夫
深山文雄	風戸茂樹	伊東忠司	富田泰宏
古山光雄	早川昇一	深山理	矢部友一

4 事務局職員 5名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一	係長 片岡雄一
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 5件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 10件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 3件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
地目変更登記申請に係る照会について  
農地賃貸借情報について  
その他

## 7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第2回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が5件、農地法第5条の規定による許可申請が10件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が3件の計18件、続いて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてご審議して頂きまして合計19件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第2回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は7番光橋委員、8番八角委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは農地法第3条の規定による許可申請について1号議案から5号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

1号議案です。申請地は粟生野字上ノ台地先外1筆、畑364㎡を売買しようとする申請です。買受人は大網白里市の★★さん、売渡人は東京都の★★さんです。申請理由は、自宅より近く安価であったためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてトマトを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、刈払機を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、近隣の農家からルール等を学び、農薬などの使用方法や量についてルールに従いながら行うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は法目字五反田地先外1筆、田19㎡、畑542㎡、合計561㎡を売買しようとする申請です。買受人は睦沢町の★★さん、売渡人は法目の★★さんです。申請理由は、経営規模を拡大して収益の増加を図りたいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてサツマイモを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。また、八街市に自作地、睦沢町、富里市に借入地があり、八街市農業委員会より農業経営実態証明書が、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書が、富里市農業委員会より農業経営状況証明書がそれぞれ提出されております。各農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター、管理機、堀り取り機を所有しており、トラクター、定植機をリースします。労働力については、構成員3名で従事します。その他、臨時雇用員を雇う計画です。技術については、社長1名が農作業経験を有しております。農作業常時従事要件については、構成員合計で150日以上となっております。周辺地域との関係については、除草剤を使用する場合は、低農薬を使用し周りに被害を及ぼさないようにするとのことです。地域との役割分担については、集落の活動に積極的に参加するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は大沢字丸山地先、田436㎡を売買しようとする申請です。買受人は大沢の★★さん、売渡人は大沢の★★さんです。申請理由は、自宅から近いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて大根、きゅうり、なすを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、管理機を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法に気をつけるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は大芝字三ノ割地先、田604㎡を売買しようとする申請です。買受人は大芝の★★さん、売渡人は大芝の★★さんです。申請理由は、自宅から近いためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にて果樹の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。また、睦沢町に自作地があり、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書が提出されております。睦沢町農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、草刈機を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用は地域の決まりごとに従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

また、小委員会で指摘事項のありました草刈りについてですが、本日申請人より連絡があり現場を確認したところ草刈りされておりましたので、この場を借りてご報告させていただきます。

続きまして5号議案です。申請地は下永吉字二反田地先、畑274㎡を売買しようとする申請です。買受人は早野の★★さん、売渡人は下永吉の★★さんです。申請理由は、自宅から近く、用水等は隣地から確保できるため、休耕地を家庭菜園として耕作したいためとのことです。営農計画として、買い受ける農地にてきゅうり、カボチャ、なす、ほうれん草を栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、今後ミニ耕運機を譲り受ける予定とのことです。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、減農薬を使用し、連作障害を起こさないようにするとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 小委員会の審議結果を報告します。1号議案、問題なく許可となりました。2号議案、これも問題なく許可となりました。3号議案、これも問題なく許可となりました。4号議案、現地調査した時に荒れておりましたが、総会までに草刈して綺麗にするということで許可となりました。5号議案、これも問題なく許可となりました。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 綺麗に草刈りされており問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この場所は草刈りされて綺麗になっております。また、日当たりの良い場所でトマト作りには最適な場所ですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 すでに営農型太陽光発電で許可となっている所が賃貸から売買になるということで問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 営農型太陽光発電の下部の農地で綺麗になっており問題ないと思います。許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この土地は★★さんの所有地の隣になります。自宅の近くでもあり作業効率が良くなると思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 耕作できる状態になっていることと自宅から近いということで許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この辺り一帯は小規模開発が進んでおり、その中に残っている農地です。果樹を植えるということですので、特に問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 一昨日見に行って来ました。草が刈ってありましたので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして5号議案です。★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 家庭菜園ということで耕作していくのであれば問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 買受人が今後、綺麗にして耕作していくということであれば問題ないと思います。許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可ということで決定いたします。★★委員どうぞ。
- ★★委員 3条の審議が終わったので、農薬指導者としての立場として申し上げたいと思います。よく地域の防除基準に従うとか色々な表現で事務局が説明されており、それはそれでよろしいと思います。ただ、周りに迷惑をかけないということになりますと農薬の防除基準に則るとというのが正確な話です。例えば、隣に無農薬でやっている人とかいると当然農薬を使うと飛散しますよね。適当にやっていると隣に迷惑がかかるので、新規就農の方は特に農薬防除基準に則ってやる必要があると思います。
- 会長 新規就農の方が来たら、防除基準を抜粋してお渡しするとか、何か対策をとる必要があるとうことですね。
- ★★委員 新規就農の方が多くなると思い、今回申し上げました。
- 会長 ありがとうございます。今後そのように心がけてください。
- 事務局 わかりました。
- 会長 続きまして農地法第5条の規定による許可申請について6号議案から15号議案と農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について16号議案から18号議案の説明を事務局よりお願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。  
6号議案です。申請地は上林字大台地先、畑3筆142.19㎡と農地以外の土地2838.99㎡を合わせまして、合計2981.18㎡です。町保の★★さんが上林の★★さん外2人から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地周辺は住宅が多く、宅地分譲地として適しているためとのことです。事業計画として、1区画当たり平均258㎡の分譲用地10区画とします。  
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。  
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が、市土木管理課に道路工事施行承認申請書がそれぞれ提出されております。県土木整備部河川整備課への雨水浸透阻害行為許可申請については必要ないとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は各戸に合併浄化槽を設置し、前面の市道側溝へ放流の計画です。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。  
その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。
- 続きまして7号議案です。申請地は鷺巣字南町地先、畑373㎡です。東京都の★

★さんが東茂原の★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は利便性が良く、建売分譲地として適しているためとのことです。事業計画として、建築面積54.65㎡と55.48㎡の住宅2棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案及び計画変更申請の16号議案は一体計画ですので併せて説明いたします。

申請地は、早野字浅間下地先、畑264㎡と隣接する自己所有の宅地214.59㎡の合計478.59㎡です。早野の★★さんが東京都の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は昭和48年5月21日付け住家用地で農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的実現ができなくなったため、計画を変更するものです。16号議案はその計画変更承認申請となっております。申請理由及び土地選定理由は隣接宅地を所有しており、住宅地に適しているためとのことです。事業計画として、建築面積㎡の112.86㎡の住宅1棟を建築いたします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断できるものについては、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽を設置し、東側の市道側溝へ放流の計画です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案及び計画変更申請の17号議案は一体計画ですので併せて説明いたします。

申請地は、早野字浅間下地先、畑130㎡と隣接する宅地207.08㎡の合計337.08㎡です。長南町の★★さんが東京都の★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請地は昭和48年5月21日付け住家用地で農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的実現ができなくなったため、計画を変更するものです。17号議案はその計画変更承認申請となっております。申請理由及び土地選定理由は隣接宅地を所有しており、住宅地に適しているためとのことです。事業計画として、建築面積㎡の97.10㎡の住宅1棟を建築いたします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断

できるものについては、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽を設置し、東側の市道側溝へ放流の計画です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案及び11号議案は一体計画ですので併せて説明いたします。

申請地は、早野字霜田地先、畑2筆の合計984㎡です。いすみ市の★★さんが船橋市の★★さんと市原市の★★さんからそれぞれ土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は利便性が良く、閑静な場所で需要が見込めるためとのことです。事業計画として、建築面積44.71㎡の住宅2棟、73㎡の住宅1棟の計3棟、29㎡のカーポートを3棟建築いたします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断できるものについては、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市の土木管理課に道路占用許可申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽を設置し、西側の市道側溝へ放流の計画です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、本小轡字上之原羽黒地先、田297㎡と農地以外の土地27.79㎡の合計324.79㎡です。ゆたかの★★さんが東京都の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は買物施設や小学校が近接にあり、住宅地として最適であるためとのことです。事業計画として、建築面積67.90㎡の住宅1棟と24.08㎡のカーポートを建築いたします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽を設置し北側にある既設の側溝へ放流の計画です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号、14号議案並びに計画変更承認申請の18号議案です。併せて説明いたします。申請地は、東郷字富士見地先、畑3筆1982㎡です。高師の★★さんが東郷の★★さんご夫婦と東京都の★★さんから土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。18号議案の東郷字富士見1801番2は、昭和47年9月18日付け住家用地で農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的実現ができ

なくなったため、計画を変更するものです。申請理由は現在、18台のトラックの駐車場として借地している土地の契約が6月末で契約期間が満了となり新しい駐車場が必要となるためとのことです。事業計画として、トラック18台分を置く予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わずアスファルト敷とします。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号議案です。申請地は、小林字南向田地先、田1004㎡です。緑ヶ丘の★★さんが小林の★★さんから土地を買い受けて、店舗用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在、市内で経営しているエステティックサロンの敷地が狭いため、商業地で需要が見込める申請地に移転したいとのことです。事業計画として、建築面積169.85㎡の店舗1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。申請地は1004㎡ありますが、道路買収があるため1000㎡を切るため、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書の提出は必要ないとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 小委員会の審議結果を報告します。6号議案、3種農地ということで問題なく許可相当となりました。7号議案、これも3種農地、用途地域ということで問題なく許可相当となりました。8号議案及び16号議案、1種農地ですが、住宅地で集落に接続しているということで問題なく許可相当となりました。9号議案及び17号議案、これも1種農地ですが、住宅地で集落に接しているということで問題なく許可相当となりました。10号議案及び11号議案、これも1種農地ですが、住宅地で集落に接続しているということで問題なく許可相当となりました。12号議案、周りがすでに住宅地で2種農地ということもあり問題なく許可相当となりました。13号議案、14号議案、計画変更の18号議案、これも3種農地、用途地域ということで問題なく許可相当となりました。15号議案、これも3種農地で、すでに商業地ということで問題なく許可相当ということになりました。以上です。

会長 6号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 用途地域ということで問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は住宅地に残った農地で用途地域ということも含めて、許可相当でよろしいと思います。



- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 区画整理地内で問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 3種農地、用途地域ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案及び16号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 1種農地の例外規定にあたり問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 周りに大分家が建っており特別問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案及び16号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案及び16号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案及び17号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 先程の案件の隣接で1種農地の例外規定にあたり問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 先程の案件の隣接で特別問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案及び17号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案及び17号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案及び11号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 先程の案件の近くで1種農地の例外規定にあたり問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 先程の案件の少し先になりますけれども、周りに住宅が建っており特別問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案及び11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案及び11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 周辺はすでに住宅地となっており問題ないと思います。

会長                   ★★委員いかがでしょうか。

★★委員               場所は住宅地の中で周辺に迷惑がかかるような所ではありませんので、許可相当でよろしいと思います。

会長                   他にご意見はございますか。よろしいですか。12号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案、14号議案、18号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員               ★★さんの隣接地で問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長                   ★★委員いかがでしょうか。

★★委員               隣接の★★さんの駐車場で問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長                   他にご意見はございますか。よろしいですか。13号議案、14号議案、18号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案、14号議案、18号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして15号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員               店舗用地ということで場所的には問題ないと思います。用途地域内の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長                   ★★委員いかがでしょうか。

★★委員               3種農地で問題ないと思います。

会長                   ★★委員いかがでしょうか。

★★委員               周りも店舗が建っており用途地域内の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長                   他にご意見はございますか。よろしいですか。15号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして19号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。事務局より説明をお願いします。

事務局               議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。  
(内容等について説明する。)

会長                   説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは19号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局               次の事案を報告  

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について

会長

- ・農地賃貸借情報について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。